

**お知らせ**  
information  
インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。  
企画グループ ☎76-2151  
FAX 76-2976

**転出・転入される方は  
届け出が必要で**

3月、4月は進学や就職などで転出・転入が多くなる時期です。  
住所を移される方は、届け出が必要になります。  
虚偽の届け出防止のため、すべての届け出について届出人の本人確認を行っていますのでご協力をお願いします。  
《転出届に必要なもの》  
・役場で転出(転入先の住所が必要)の届け出をし、転

出証明書(転入先の市町村役場に提出します)をお受け取りください。

- ・印鑑
- ・印鑑登録証(転出する方)
- ・保険証(国民健康保険の加入者及び後期高齢者医療保険の加入者)
- ・乳幼児医療費受給者証、介護保険者証など
- ・マイナンバー通知カード又は個人番号カード(転出する方・世帯主のもの)
- 《転入届に必要なもの》
- ・転出証明書(転入前の住所地の市町村役場で発行されたもの)
- ・印鑑
- ・マイナンバー通知カード又は個人番号カード(転入する方のもの)
- ・国民健康保険に加入される方は、世帯主のマイナンバー通知カード又は個人番号カードが必要になります。
- 《住基カード・個人番号カードの交付を受けている方の異動》
- 住基カード・個人番号カードの交付を受けている方が異動する場合は、カード継続利用等から役場担当部署に事前にご連絡下さい。

**届け出先**  
保健福祉課戸籍年金担当  
☎76-2151

(内線222・223)

◎水道の届け出

転入・転出や町内転居の際は必ず水道の届け出をしてください。

1カ月以上家を留守にする場合は、事前に給水停止手続きをしておく、留守の間は水道料金がかりません。

**届け出先**  
建設課上下水道担当  
☎76-2151  
(内線254)

**津別町奨学生を  
募集します**

平成28年度の奨学生を次により募集します。

- 申込期限**  
4月15日(金)まで
- 奨学金の額**  
▼高等学校に就学または在学の方は、1カ月1万円  
▼大学・専門学校に就学または在学の方は、1カ月2万5千円
- 問い合わせ・申し込み先**  
教育委員会生涯学習課  
☎76-2151  
(内線271)

**知ってますか?  
道の「苦情審査委員」制度**

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。道政に対する、皆さん自身の利害に関する苦情であれば「苦情審査委員」に申立てることが出来ます。皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対して、必要な調査を行い、審査します。

審査の結果、道の業務執行に不備な点や制度上の問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。もちろん、個人情報保護の保護にも十分配慮します。

**申立て方法**  
道庁『道政相談センター』及び各総合振興局『道政相談室』に用意している苦情申立書(道のホームページからもダウンロードできます)に必要事項を記入し、同窓口に提出。また、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

**問い合わせ先**  
北海道総合政策部  
知事室道政相談センター  
☎011-204-5523  
(内線21706)

**国民健康保険証更新のお知らせ**  
(保険証に「学」の表示がある方)

平成28年3月31日で有効期限が切れます!  
**更新期間** 3月14~3月31日まで  
**更新が必要な人** 津別町を離れて通学している方  
**更新に必要な物** 保険証・印鑑・在学証明書(\*),本人及び世帯主の個人番号カード又は個人番号通知カード、申請者の身分証明書  
**更新窓口** 役場⑨番国保担当窓口  
※次の方も手続きが必要です。  
卒業後も国保の方⇒資格区分変更届  
社保に加入した方⇒国保の喪失届  
(印鑑・保険証・本人及び世帯主の個人番号カード又は個人番号通知カード、申請者の身分証明証を持参してください)  
(\* )必要な在学証明書は、新学年分となります。  
4月以降の証明書が必要となりますので、保険証を更新した後、各学校より取り寄せの上、国保の窓口へご提出ください。

**問い合わせ先** 保健福祉課 健康医療グループ 国保担当  
☎76-2151(内線229)

**交通安全情報**

雪道を自動車でする前に  
準備しておきたいもの

先月号では、豪雪で自動車の身動きが取れなくなったときの、車内での避難の仕方をお話ししました。今回は自動車の脱出作業に必要な道具をご紹介します。

立ち往生(スタック)したときのために、けん引ロープを積んでおく、脱出に役立つ。

駐車中に積もった雪を除けたり、スリップして動けなくなったときのためにス

コップが必要です。ヒーターの稼働によってバッテリーの消耗が激しくなるので、ブースターケーブルがあると便利です。

外で作業するときのために軍手や長靴を、また夜間のトラブルも予想されますので、懐中電灯は必須です。

ガラス面や鍵穴が凍結してしまったときのために解氷材も用意しておくとういでしょう。

住民企画課  
住民環境グループ

**地域安全ニュース**

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会又は警察署にお問い合わせください。

**新学期における少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化『さしのべる 手のぬくもりを どの子にも』**

■万引きは犯罪!  
自ら万引きをすることはもちろん、万引きの見張りを、万引きを命令する、盗んだものをもらうことは、自分が万引きをしていなくても犯罪です。

■インターネットには危険がいっぱい!  
インターネット上には様々なサイトがあり、犯罪に巻き込まれることがあります。危険が潜んでいることをしっかり認識しましょう。

■断る勇気! ストップ薬物  
薬物に誘われても「絶対に手を出さない」という、断る勇気を持ちましょう。

◆少年相談 110番 (8:45~17:30)  
フリーダイヤル 0120-677-110

**中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について**

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

**問い合わせ先**  
北海道労働局労働基準部労災補償課  
☎011-709-2311 (内線3590)

**光回線サービスの  
電話勧誘にご注意!!**

大手電話会社を名乗って、「今よりインターネット料金が安くなる。工事も不要です」との電話があった。本当に安くなるのか、また信用できるのか。

**Q** 昨年からNTT東日本以外の事業者も、光回線サービスの提供が行えるようになりました。月額使用料が低価格のプランや加入特典などがついたものもあり、工事不要で電話番号やお客様IDは変わらず別な事業者の契約に乘換えが可能です。

**消費生活相談 Q&A**

**Q** 昨年からNTT東日本以外の事業者も、光回線サービスの提供が行えるようになりました。月額使用料が低価格のプランや加入特典などがついたものもあり、工事不要で電話番号やお客様IDは変わらず別な事業者の契約に乘換えが可能です。

**Q** 大手電話会社を名乗って、「今よりインターネット料金が安くなる。工事も不要です」との電話があった。本当に安くなるのか、また信用できるのか。

**A** しかし、契約の内容によっては、今より使用料が増えたり、元の契約に戻したいときに解約手数料や工事費が発生したり、電話番号が変わる場合もあります。

また、光回線などの契約は、電話勧誘であつてもクーリングオフ制度は適用されません。現在の契約内容に不便がなく、契約変更の必要がなければきつぱりと断りましょう。

**◎美幌消費者協会**  
☎FAX 72-0366  
月々金曜日(祝祭日を除く)午前10時~午後4時

産業振興課  
商工観光グループ  
☎76-2151  
(内線258)